

都市計画原案の閲覧・公聴会

都市計画課 224・5945

新しい火葬場を整備するため、施設の位置・区域等に関わる都市計画構想案の閲覧・公聴会を行います。

都市計画の種類：川越都市計画火葬場の決定(市決定)

● 閲覧

期間：6月18日(月)～7月2日(月)(土・日曜日を除く)、午前8時30分～午後5時

場所：都市計画課(本庁舎5階)

*市ホームページでも閲覧できます。

● 公聴会の公述

公述希望の方は、閲覧場所で配布する公述申出書に必要事項を記入し、都市計画課に提出してください。
対象：市内在住または市が必要であると認める方

申し出期間：6月18日(月)～7月9日(月)、午前8時30分～午後5時(郵便の場合、〒350・8601)

川越市役所都市計画課。消印有効)

● 公聴会の傍聴

当日直接会場(入場を制限する場合があります)。公述人がいない場合、公聴会は中止します。詳しくは、7月11日(水)以降にお尋ねください。
日時：7月23日(月)、午後2時～

会場：7AB会議室(本庁舎7階)

国民年金保険料免除申請の受付開始

市民課国民年金担当

224・5764

承認期間は7月から来年6月まで

今年度分の国民年金保険料免除申請(全額免除・一部免除・若年者納付猶予)の受け付けが、7月2日(月)から始まります。保険料の免除・納付猶予を希望の方は、印鑑と年金手帳を持参し、市民課国民年金担当(本庁舎1階)・出張所・連絡所で申請してください。後日、年金事務所から審査結果通知が送付されます。

前年の所得によって審査を行うため、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。なお、申請者・配偶者・世帯主の中で、平成24年1月2日以降に川越市に転入した方は、該当者の同24年度課税証明書または同23年分源泉徴収票が必要です。

● 全額免除

保険料を納めることが経済的に難しい場合などに、本人の申請により、保険料の納付が全額免除される制度です。

● 一部免除

保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる

る制度です。4分の3免除・半額免除・4分の1免除があります。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

免除の対象：前年の所得が一定以下の方、または平成23年3月31日以降の失業や同年4月1日以降の天災などにより、保険料を納めることが著しく困難な方(申請者・配偶者・世帯主が同年3月31日以降に失業している場合は、離職票など退職の事実が分かる公的機関の書類を持参してください)

● 若年者納付猶予

申請により、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

猶予の条件：30歳未満で、前年の所得が一定以下、または平成23年3月31日以降の失業や同年4月1日以降の天災などにより、保険料を納めることが著しく困難な方(申請者・配偶者が同年3月31日以降に失業している場合は、離職票など退職の事実が分かる公的機関の書類を持参してください)
*30歳に達する月の前月分までが対

象です。

翌年度以降の継続申請をした方へ

次の①②に該当する方は、今年度の申請は不要です。継続審査の結果通知が年金事務所から送付されます。

- ①昨年度分において、継続審査により全額免除または若年者納付猶予が引き続き承認された方
- ②昨年の申請時に翌年度以降の継続審査を希望し、昨年度分で全額免除または若年者納付猶予が承認された方

学生納付特例について

平成24年度分の申請を受け付けています。承認期間は4月から来年3月までです。

大学・短大・高校・

専修学校などに在学する20歳以上の学生は、学生納付特例の申請が、免除申請および若年者納付猶予より優先します。詳しくはお尋ねください。

追納について

免除などの承認期間は、10年以内であれば後から納めることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納める場合には、加算額が上乘せされます。



6月23日～29日は、男女共同参画週間

男女共同参画課 ☎224-5723

平成24年度の男女共同参画週間キャッチフレーズは、「あなたがいる わたしがいる 未来がある」です。

男女共同参画週間 市長メッセージ

男女共同参画社会とは、男性と女性が互いにその人権を尊重しつつ喜びも分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

この男女共同参画社会の実現に向け、市では「かわごえ男女共同参画プランⅣ」に基づき、さまざまな施策の推進に努めています。しかしながら、男女共同参画社会の実現には行

政だけでなく、市民や事業者の皆様方の協力と実践が大変重要です。

今後とも、かわごえ男女共同参画プランⅣの将来像である「一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現」に向け、精一杯取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年6月

川越市長 川合 善明

●市長秘書の退職(5月17日付け)
植松久生

職員課 ☎224-5553

健康が一番！

国民健康保険課管理賦課担当 ☎224-5833

健(検)診、受けていますか？ 生活習慣病は、気がつかないうちにゆっくりと進行していきます。定期的に健(検)診を受けて早めに異常に気づき、生活習慣を振り返ることで、病気を予防することができます。

毎年健(検)診を受診をしている方の中には、「親が糖尿病で大変苦労していたから」「兄が脳梗塞になって」など、近親者の病気が受診のきっかけになったという方も少なくないようです。一方で、「仕事が忙しい」「今、健康だから」「介護をされていてそれどころではない」など、さまざまな理由で受けていない方もたくさんいます。健(検)診には、時間がかかるかもしれません。でも、病気の兆候に気がつかず重症化してから治療をすることになれば、もっと時間がかかってしまいます。自分は健康だという方や普段忙しく動き回っている方も、ぜひ健(検)診を受けてください。詳しくは、国民健康保険課にお尋ねください。

ときもが「けんこう大使」に任命されました

5月21日、ときもが県の「けんこう大使」に任命されました。市内や県内のイベントに参加し、健康増進などのPR活動を行います。



市代表で大使の任命を受けたときも(左)と、町村代表で大使の任命を受けたターナちゃん(右)。中央左から、川合善明川越市長、上田清司埼玉県知事、吉田昇滑川町長

納税通知書を発送しました

名称	対象	発送日	問い合わせ
市・県民税 納税通知書	平成24年1月1日現在、川越市に居住し、前年に一定の所得がある方	6月8日	市民税課個人住民税担当 ☎224-5640

市税納期のお知らせ

名称	納期限	問い合わせ
市・県民税(第1期)	7月2日	収税課収税管理担当 ☎224-5686

収税課からのお知らせ

コンビニエンスストアでの収納開始に伴い、全期分納付書を廃止しました。全期分を一括で納付する場合は、全ての納付書を持参してください。対象となる税金は、個人市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保健税です。

収税課収税管理担当 ☎224-5686

資産税課からのお知らせ

資産税課家屋担当

☎224・5684

固定資産税減額制度のお知らせ

■認定長期優良住宅

次の要件を満たした住宅を新築した場合、当該住宅の固定資産税（120㎡を限度）を2分の1減額します。減額期間は、3階建て以上の耐火・準耐火住宅は新築後7年間、その他の住宅は新築後5年間です。

要件：「長期優良住宅の普及促進に

関する法律」に規定する認定長期

優良住宅▼平成21年6月4日から

同26年3月31日までの間に新築さ

れた住宅▼住宅部分の床面積が50

㎡以上（二戸建以外の賃貸住宅の

場合は40㎡以上）280㎡以下▼

住宅部分の床面積が当該家屋の床

面積の2分の1以上

*長期優良住宅の認定要件について

は、建築指導課☎224・5974

へお尋ねください。

必要書類：認定長期優良住宅に係る

固定資産税の減額申告書▼認定通

知書の写し

申請期間：新築した年の翌年1月31

日までに申請

■家屋改修

次の①②③の家屋改修を行い、要

件を満たした場合、家屋に係る固定資産税を減額します。一戸につき、同一の減額措置の適用は一回です。工事完了後、原則3か月以内に申請してください。①②は同時に受け付けることが可能です。

①**バリアフリー改修**
家屋に係る翌年度の固定資産税（100㎡を限度）を3分の1減額。

対象となる工事：廊下の拡幅、階段のこう配緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化

要件：①65歳以上、②介護保険で要介護等認定を受けている、③障害者、のいずれかの方が居住している▼平成19年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅は除く）で、同19年4月1日から同25年3月31日までに対象の工事が完了▼対象部分の工事費の自己負担額が30万円以上

必要書類：改修工事に係る明細書（工事内容、費用の確認ができるもの）▼領収書の写し▼工事箇所の写真▼補助金等を受けている場合は、交付決定通知等の補助額が分かる書類▼要介護等の認定を受けている方は、介護保険被保険者証の写し▼障害者の方は、身体障

害者手帳、療育手帳の写し

②熱損失防止(省エネ)改修

家屋に係る翌年度の固定資産税（120㎡を限度）を3分の1減額。

対象となる工事：窓（必須）および、床・天井・壁の断熱

要件：平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅は除く）で、同20年4月1日から同25年3月31日までに対象の工事が完了▼対象部分の工事費が30万円以上

必要書類：改修工事に係る明細書（工事内容、費用の確認ができるもの）▼領収書の写し▼建築士、指定検査機関等の発行した証明書

③**耐震改修**
家屋に係る翌年度の固定資産税（120㎡を限度）を、平成22年から同24年までに完了したものは2年間・2分の1減額、同25年から同27年までに完了したものは1年間・2分の1減額。

対象となる工事：現行の耐震基準に適合するための改修工事

要件：昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成18年から同27年までに対象の工事が完了▼対象部分の工事費が30万円以上

必要書類：改修工事に係る明細書（工事内容、費用の確認ができるもの）▼領収書の写し▼建築士、

指定検査機関等の発行した証明書、または登録住宅性能評価機関が発行した住宅性能評価書の写し

家屋取り壊しの際は届け出を
建て替えや老朽化などで家屋を取り壊したときは、年内に届け出をしてください。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有する建物にかかります。年内に家屋を取り壊した場合、次年度からその家屋に対する固定資産税がかからなくなります。

登記済みの家屋を取り壊した場合、さいたま市地方務局川越支局☎243・3824に滅失登記の申請をしてください。

*住宅を取り壊して店舗や駐車場などにする場合は、土地の固定資産税が増額になることがあります。

水道メーターの交換

給水課☎223・3071

水道の使用量を量る水道メーターは、8年に一度交換します。該当する家庭には、7月から11月にかけて、

ハガキなどでお知らせ後、交換に伺います。交換は、腕章と身分証明書を持った、請負業者が行います。

*メーター交換時に、浄水器などを販売したり、費用の支払いを求めたりすることはありません。

環境中のダイオキシン類調査結果

環境保全課 ☎224-5894

昨年度実施した、環境中のダイオキシン類の調査結果は、次のとおりです。

調査項目・調査日

①大気…春期＝平成23年5月18日～25日▶夏期＝7月21日～28日▶秋期＝10月19日～26日▶冬期＝同24年1月12日～19日

②河川水…平成23年10月14日

③地下水…平成23年10月6日

④河川底質…平成23年10月14日

⑤土壌(一般環境把握調査・継続モニタリング調査) …平成24年2月3日

調査方法

環境省が作成したマニュアルなどに従って実施しました。

調査結果

大気・河川水および地下水・河川底質・土壌について、すべての地点で、環境基準を下回りました。

市民・事業者の皆さんへのお願い

一定基準を満たさない焼却炉は、家庭用・事業用にかかわらず、使用することはできません。

また、事業者が使用する焼却炉は、すべて届け出が必要となります。新たに焼却炉を設置する際には、ご連絡ください。

①大気

単位：pg-TEQ/m³

調査地点	ダイオキシン類					環境基準
	春期	夏期	秋期	冬期	年平均	
川越測定局	0.032	0.021	0.054	0.072	0.045	0.6
芳野中学校	0.052	0.018	0.090	0.089	0.062	
下広谷地区	0.046	0.031	0.096	0.099	0.068	
南文化会館	0.093	0.020	0.048	0.22	0.095	
鯨井中学校	0.032	0.023	0.058	0.10	0.053	

②河川水

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
初雁橋(入間川)	0.012	1
旭橋(新河岸川)	0.018	
不老橋(不老川)	0.018	

③地下水

単位：pg-TEQ/ℓ

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
大東西小学校(地下水)	0.023	1

④河川底質

単位：pg-TEQ/g

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
初雁橋(入間川)	0.11	150
旭橋(新河岸川)	1.3	
不老橋(不老川)	1.1	

⑤土壌(一般環境把握調査・継続モニタリング調査)

単位：pg-TEQ/g

調査地点	ダイオキシン類	環境基準
教育センター	0.041	1,000
今成小学校	0.26	
かし野台地内	13	
中福受水場	6.8	
中福地内(継続モニタリング)	460	

環境基準…人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準

pg…ピコグラム。1兆分の1グラムのこと

TEQ…ティー・イー・キュー。ダイオキシン類の中で毒性が最も強いダイオキシンを1として他のダイオキシンを換算し、合計したもの

原発事故による農産物の損害賠償について

農政課 ☎224-5939

原発事故による放射性物質の影響で風評被害を受け、農産物の販売額が減少したなどの損害が生じた場合には、東京電力に対し損害賠償請求をすることができます。損害賠償請求を検討している方は、東京電力(株)福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404(午前9時～午後9時)にお尋ねください。

J Aや業界団体等を通じて組織的に請求している方は、そちらの手続きを進めてください。

幼稚園就園奨励費補助金

教育財務課 ☎224-6083

市では、幼稚園の保育料などの一部を補助しています。幼稚園で配布される申請書に必要事項を明記し、幼稚園に提出してください。
対象：平成18年4月2日～同21年4月1日までに生まれた子が幼稚園に在園している保護者、または満3歳となった子を幼稚園に途中入園させた保護者

